

法科大学院の定員・設置数について

(第4回・第5回検討会議において意見があった更なる措置について論点を整理したもの)

○ 更なる措置をとる必要性と目的をどのように考えるか

- ・ 法曹養成の中核としての使命を担い、司法試験受験資格を原則としてその修了生に制限している法科大学院制度の目的の適切な実現を図る
- ・ 司法試験受験資格を原則として法科大学院修了生に制限するにふさわしい教育の質を確保する

○ 更なる措置を進める場合に考慮すべき基準としてどのようなものが考えられるか

- ・ 修了者の司法試験合格状況
 - 【趣旨】 各法科大学院の教育の成果を客観的に判断する
 - 【論点】 この点のみを基準とすると、法科大学院が過度に司法試験合格のための教育を重視するおそれがあるのではないか
- ・ 入学者選抜を含む教育状況
 - 【趣旨】 司法試験合格という結果のみでなく、教育内容・体制の適正さなど教育の質全体を判断する
 - 【論点】 教育状況自体の適否を判断しようとする、判断の客観性を確保できるか
- ・ その他の事情
地域的配置、夜間開講、社会人教育の充実等の観点から特別の配慮をすることなどが考えられるが、深刻な課題を抱える法科大学院について、どの程度配慮が可能か、公平性、納得性という観点から検討する必要があるのではないか

○ 更なる措置としてどのようなものが考えられるか（検討会議での意見）

- ・ 定員削減・統廃合を促進するため、公的支援見直しを更に徹底・強化（財政支援の更なる見直しや人的支援の見直しなど）するなどの措置を講じる
- ・ 新たに法令上の措置として、例えば、司法試験の受験資格ないし法科大学院の統廃合を含む組織見直しに関する措置などを講じる
※認証評価制度との関係についても検討を要する

○ 更なる措置を講じるうえで考慮すべき点としてどのようなものが考えられるか

- ・ 法科大学院の募集停止や入学者数の大幅減が既に進行しているなかで、法令上の措置を講じて統廃合を更に促進する方向をとることによる影響についても検討する必要があるのではないか

- ・法科大学院に対する措置は、法曹有資格者の活動領域、法曹人口及び司法試験・司法修習を含む法曹養成制度全体の検討の中で、検討する必要があるのではないか
 - ・法令上の措置を導入する場合であっても、まずは、公的支援の見直しを徹底する必要があるのではないか。また、法令上の措置の導入に当たっては、その手続に十分配慮する必要がある、在学生に不利益が及ばないようにする措置や改善に取り組む期間を設けるなどの措置もあわせて検討する必要があるのではないか
 - ・法令上の措置として、当該法科大学院の修了生に司法試験の受験資格を認めないとする場合には、その法科大学院の役割についても検討する必要があるのではないか
- ※ なお、法令上の措置は、法科大学院全体の教育の質を確保するという意義はあるものの、定員削減の効果は限定的になると考えられるため、別途、実入学者数に即した定員の見直しなどを検討する必要があるのではないか